

地区計画の区域内における行為の届出書を提出する場合の留意点

○地区計画の区域内における行為の届出書（以下、届出書）を提出する際は、地区計画の手引き等を参考に書類を作成してください。

○郵送等による受付はしておりませんので窓口にお越しください。

○届出書受付後、内容審査させていただき問題が無ければ、

1 週間から 10 日程度で副本を返却します。

【 届出書：別紙記入例参照 】

- ・工事着工日と届出提出日は **30 日以上**確保してください。
- ・届出書には印鑑不要ですが、委任状には印鑑が必要です。
- ・敷地面積、建築面積、延べ面積は、合計欄にも記載してください。
- ・壁面後退の距離は**有効寸法**を記入してください。
- ・ブロック塀については、GL からの高さ及び段数を記入してください。

※原則、新設及び既存とも60cm以下、3段。

（ネットフェンス等を設ける場合は **1. 2m以下**）

【 図面 】

- ・配置図 { 壁面後退寸法は有効寸法(外壁面)で記入
敷地高低差(隣地側、道路側)を記入
外構、塀の構造及び高さ（ブロック積段数等）を記入

（ 問い合わせ ）

栄町役場 都市建設課 都市計画室 Tel：0476-33-7711 fax：0476-95-4274